

【別紙 1－1】水道料・下水道使用料等の改定について

1 料金改定後の財政推計

前回ご提示させていただいた令和 5 年度決算額を反映した推計を基に、令和 7 年度に以下の 3 通りの料金改定をした場合の今後 10 年間の財政推計を行いました。

料金改定パターン	水道事業会計	下水道事業会計
A	据置	使用料収入 3 億円増額
B	据置	使用料収入 2 億円増額
C	給水収益 1 億円減額	使用料収入 2 億円増額

○パターン A

(1) 料金回収率及び経費回収率の推移【図 1】

水道事業会計 ⇒ 料金回収率…常に 100%を維持できます。

下水道事業会計 ⇒ 経費回収率…料金改定を行う令和 7 年度以降は、概ね 100%を維持できます。

(2) 資本的収支の不足を補填するための財源の推移【図 2】

水道事業会計 ⇒ 栗和田浄水場の更新事業に伴う資本的支出の大幅増により、内部留保資金は減少しますが、令和 13 年度以降は再び増加に転じます。

下水道事業会計 ⇒ 令和 7 年度以降、年々補填財源残額が増加します。当年度内部留保資金を資本的収支の不足に充てても余剰が生じ、次年度に繰り越します。

(3) 現金預金残高の推移【図 3】

水道事業会計 ⇒ 算定期間中の残高は約 32 億円から約 39 億円の間を推移します。

下水道事業会計 ⇒ 令和 8 年度以降減少が続きますが、算定期間中は現金に余裕があります。

(4) 1 世帯当たりの影響額

水道事業会計 ⇒ 据置のため、増減はありません。

下水道事業会計 ⇒ 1 世帯当たり年間約 20,000 円の増額になります。金額は次の式で求めました。

増額する 3 億円 ÷ 下水道接続世帯数 15,500 世帯 ÷ 20,000 円/世帯
--

○パターンB

(1) 料金回収率及び経費回収率の推移【図4】

水道事業会計 ⇒ 料金回収率… (P. 1 パターンAと同じ)

下水道事業会計 ⇒ 経費回収率…料金改定を行う令和7年度以降は、概ね90%で推移します。

(2) 資本的収支の不足を補填するための財源の推移【図5】

水道事業会計 ⇒ (P. 1 パターンAと同じ)

下水道事業会計 ⇒ 令和7年度以降、年々補填財源残額が増加します。当年度内部留保資金を資本的収支の不足に充てても余剰が生じ、次年度に繰り越します。

(3) 現金預金残高の推移【図6】

水道事業会計 ⇒ (P. 1 パターンAと同じ)

下水道事業会計 ⇒ 令和8年度以降減少が続き、令和15年度には残高がマイナスになります。

(4) 1世帯当たりの影響額

水道事業会計 ⇒ (P. 1 パターンAと同じ)

下水道事業会計 ⇒ 1世帯当たり年間約13,000円の増額になります。金額は次の式で求めました。

増額する2億円÷下水道接続世帯数15,500世帯≒13,000円/世帯

○パターンC

(1) 料金回収率及び経費回収率の推移【図7】

水道事業会計 ⇒ 料金回収率…令和9年度に100%を下回り、独立採算を維持できなくなります。

下水道事業会計 ⇒ 経費回収率…(P.2 パターンBと同じ)

(2) 資本的収支の不足を補填するための財源の推移【図8】

水道事業会計 ⇒ 栗和田浄水場の更新事業に伴う資本的支出の大幅増により、内部留保資金は減少しますが、令和14年度以降は再び増加に転じます。水道料を据え置いた場合と比べると、栗和田浄水場の更新期間の補填財源の減少額が大きくなります。

下水道事業会計 ⇒ (P.2 パターンBと同じ)

(3) 現金預金残高の推移【図9】

水道事業会計 ⇒ 算定期間中の残高は約31億円から約29億円の間を推移します。

下水道事業会計 ⇒ (P.2 パターンBと同じ)

(4) 1世帯当たりの影響額

水道事業会計 ⇒ 1世帯当たり年間約6,000円の減額になります。金額は次の式で求めました。

$$\text{減額する1億円} \div \text{給水世帯数 17,700世帯} \approx 6,000 \text{円/世帯}$$

下水道事業会計 ⇒ (P.2 パターンBと同じ)